

# ソシエテ・ジェネラル イタリア国債ユーロ円建 リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)ファンド2019-08

単位型投信／海外／資産複合／特殊型(条件付運用型)

特化型



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,554億円

(資本金・運用純資産総額は2019年4月末現在)

[ファンドの運用の指図等を行います]

〈受託会社〉 三菱UFJ信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理等を行います]

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは  
[こちらからご覧頂けます。](#)



## 投資家の皆さまへ

「ソシエテ・ジェネラル イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)ファンド2019-08<愛称:アズーリ201908>」は、信託期間が約6年間の単位型投信です。当ファンドの主要投資対象であるユーロ円建債券は、イタリア国債を『円建て』に仕立て直し、利率を米ドル円為替レートの水準によって決定することで、米ドル円相場が円安になった場合に魅力的な利息収益の獲得が期待できることが特長です。また、ユーロ円建債券は額面あたり100円で発行され、約6年後に100円で償還されることから、当ファンドは中期的な資産運用の計画も立てやすい商品性となっております。

当ファンドが是非とも皆さまの資産形成の一助になれば幸いです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

※アズーリとは、イタリア語で青を示す言葉で、イタリアのラグビーやサッカーなどの代表チームのユニホームの色が青いことから、イタリアを象徴する言葉のひとつとして親しまれています。

ソシエテ・ジェネラル イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)ファンド2019-08の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月28日に関東財務局長に提出しており、2019年7月14日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
単位型	海外	資産複合	特殊型(条件付運用型)	債券(社債)	年1回	欧州	なし	条件付運用型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

# 1. ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

当ファンドは、イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)Ⅱ(以下、ユーロ円建債券ということがあります)を主要投資対象とし、利息収益の確保と信託財産の成長を図ることを目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

### ● 特色①

当ファンドは、ソシエテ・ジェネラルの100%子会社であるルクセンブルグ籍の「ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト・エス・エイ」が発行するユーロ円建債券を主要投資対象とします。

### <発行体について>

#### I. ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト・エス・エイについて

ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト・エス・エイ(SGBT)は、ソシエテ・ジェネラルの100%子会社(ルクセンブルグ籍)で当ファンドの投資対象であるユーロ円建債券を発行します。SGBTはS&P社より**A格付け(長期格付け)**\*を取得している金融機関です。

#### II. ソシエテ・ジェネラルについて

ソシエテ・ジェネラルは1864年に設立され、67カ国に14万9,000人を超える社員を擁する欧州有数の金融サービスグループです。ソシエテ・ジェネラル・グループは、フランス国内リテールバンキング部門、国際リテールバンキング&金融サービス部門およびグローバルバンキング&インベスターソリューションズ部門を3本の柱とするユニバーサル・バンキング・モデルを構築してきました。こうした多角化モデルが、グループが誇る強固な財務体質の基盤となっています。

#### III. ソシエテ・ジェネラルの格付け\*



ムーディーズ社 : A1  
いずれも長期債務格付け

S&P社 : A

\*2019年4月末現在。

## ●特色②

ユーロ円建債券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

- ◆ユーロ円建債券は期間約6年のユーロ円建債券で、額面100円あたり100円で発行され、イタリア国債およびユーロ円建債券の発行体が債務不履行とならない場合等には、額面100円あたり100円で償還されます。
- ◆ユーロ円建債券の年1回のクーポンレート(利率)は、米ドル円為替レートの水準によって決定されます(初回クーポンレート(利率)は固定)。

### 投資対象ユーロ円建債券について

- ①ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト・エス・エイが発行します。
- ②期間約6年。
- ③年1回。
- ④イタリア国債(ユーロ建て)をスワップ取引等を通じて、円建てにリパッケージした債券です。
- ⑤オプション取引等により次の利率が適用されます。  
初回利払日の利金には固定利率が適用されますが、2年目以降は利払いごとに米ドル円為替レートの水準により相対的に高い利率か低い利率が適用されます。

※当該ユーロ円建債券の詳細については後述の「■追加的記載事項」をご参照ください。

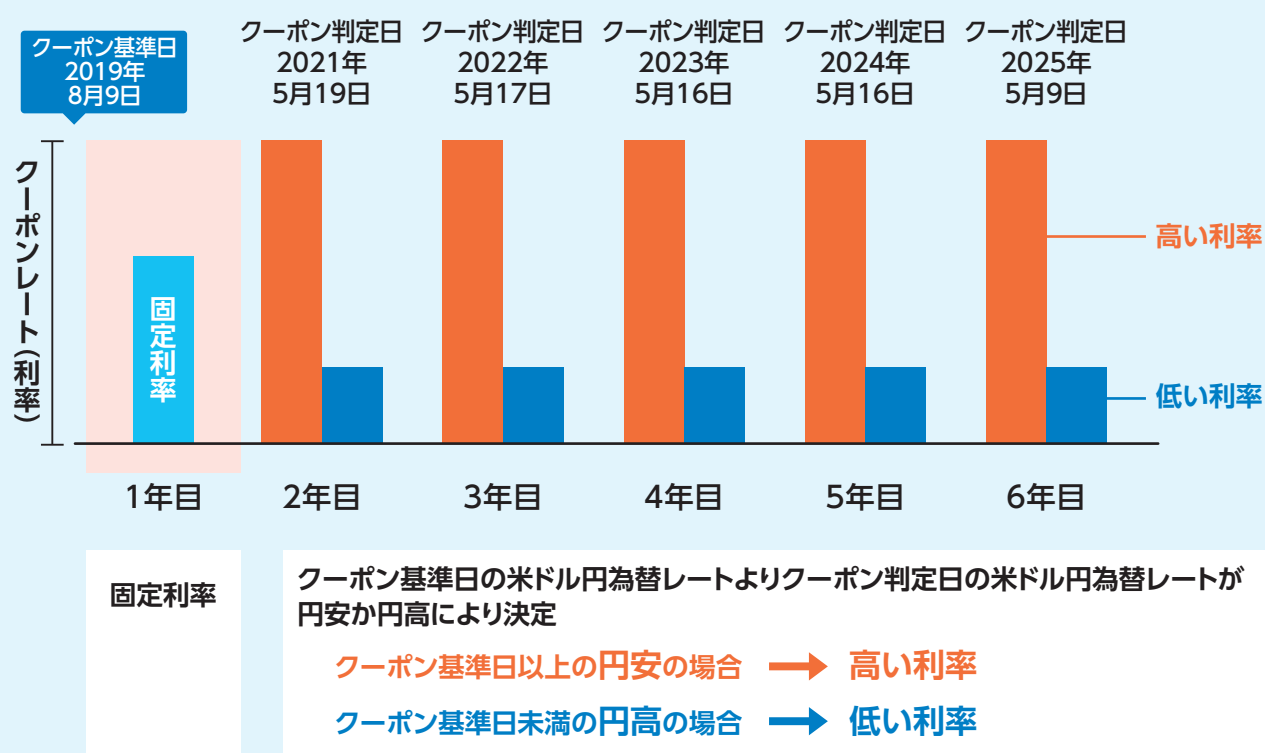
## <投資対象ユーロ円建債券のクーポンレート(利率)決定の仕組み>

ユーロ円建債券の年1回のクーポンレート(利率)は、クーポン基準日<sup>※1</sup>とクーポン判定日<sup>※2</sup>の米ドル円為替レート<sup>※3</sup>を比較することにより決定されます。

ユーロ円建債券の1年目のクーポンレート(利率)は固定です。

2年目から6年目までのユーロ円建債券のクーポンレート(利率)は、クーポン判定日における米ドル円為替レートの水準によって**高い利率**となるか、**低い利率**となるかが決定されます。

(イメージ図)



※1 クーポン基準日は2019年8月9日(ファンドの設定日)

※2 クーポン判定日は上図をご参照ください。

※3 米ドル円為替レートは原則として午後3時(東京時間)における米ドル円為替相場の仲値

※利金の一部はファンドの信託報酬等の諸費用に充当されます。

※上記はイメージ図であり、資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われな  
ない場合があります。

※当該ユーロ円建債券の詳細については後述の「**追加的記載事項**」をご参照ください。

上記は当該ユーロ円建債券からファンドに支払われる利金についての説明であり、ファンドから  
受益者に支払われる分配金とは異なります。

### ●特色③

設定当初に組み入れたユーロ円建債券については、一部解約の対応で売却する部分を除き継続保有し、原則として銘柄入れ替えを行いません。

※当ファンドは、信託期間が約6年(2019年8月9日から2025年6月5日)の単位型投資信託です。

※当ファンドは、信託期間中の換金による売買差益の獲得等を目指して設計したものでなく、満期償還時まで投資いただくことを前提として設計したものです。

※信託期間中にファンドを解約した場合等には、ユーロ円建債券を時価で換金するため、市場動向等によっては解約価額が投資元本を下回る場合があります。

◆イタリア国債もしくはユーロ円建債券の発行体が債務不履行となった場合等には、当該債券の資金化を行い繰上償還します。

※繰上償還する場合、当該債券は時価で換金されるため、ファンドの償還価額は投資元本を下回る場合があります。

#### **当ファンドは特化型運用を行います。**

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドは、ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト・エス・エイが発行する「イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)Ⅱ」に集中投資をしますので、当該ユーロ円建債券の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。また当該ユーロ円建債券の原資産であるイタリア国債の価格急落や債務不履行等があった場合には、その影響を受け、大きな損失が発生することがあります。

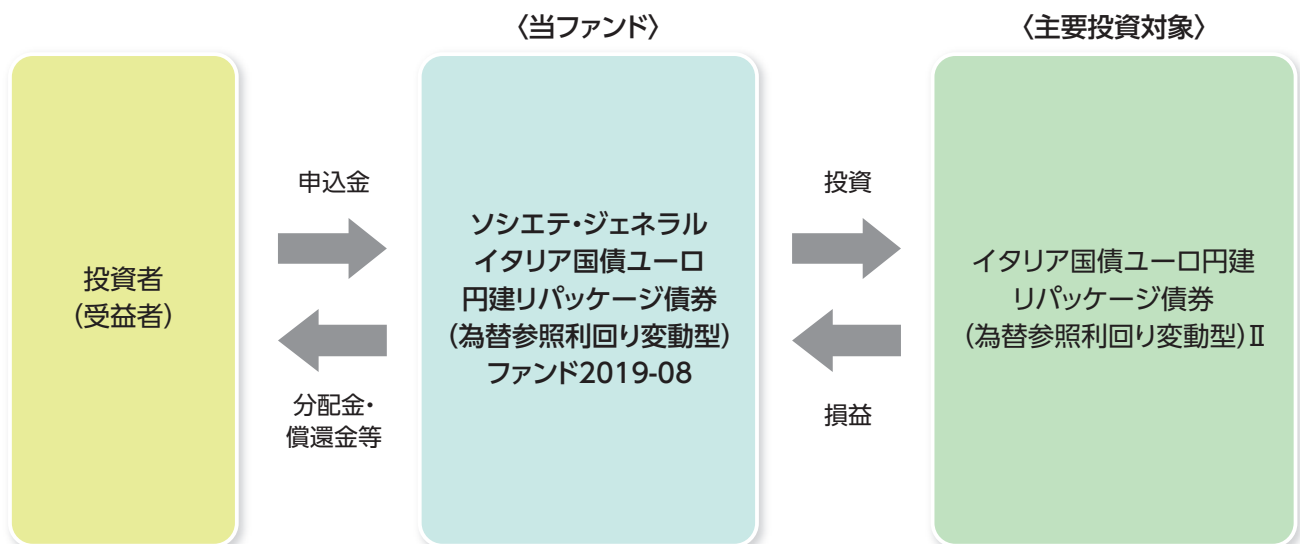
資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

## ■ 運用プロセス

イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)Ⅱに投資し、原則として満期まで保有します。

※上記運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

## ■ ファンドの仕組み



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## ■ 主な投資制限

■ 同一銘柄の投資割合	一般社団法人投資信託協会の規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率には制限を設けません。なお、当ファンドにおいては、ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト・エス・エイが発行するユーロ円建債券に投資します。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

年1回(6月10日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額は、元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。



## ■ 追加的記載事項

### 投資対象とするユーロ円建債券の概要

名 称	イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)Ⅱ Italian government bond Euroyen repackaged bonds (Currency reference yield change type)Ⅱ
発行会社	ソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト・エス・エイ
発行日	2019年8月20日
償還日	2025年5月23日
利払日	年1回(利払日は次頁参照)
発行価格(円)	額面100円につき100円
償還価格(円)	額面100円につき100円
利率(円払い)*	<p>第1回目の利金には固定利率が適用されますが、第2回目以降は利払いごとに米ドル円為替レート※1の水準により、利率(相対的に高い・低いのか)が決定されます。</p> <p>①第1回目</p> <p>固定利率 年率1.49%</p> <p>②第2回目以降</p> <p>クーポン基準日※2の米ドル円為替レートと比較したクーポン判定日※3の米ドル円為替レートにより次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クーポン基準日以上の円安の場合 : 相対的に高い利率 年率1.0%~2.5%(仮条件)※4</li> <li>・クーポン基準日未満の円高の場合 : 相対的に低い利率 年率0.66%</li> </ul> <p>※1 米ドル円為替レート : 原則として午後3時(東京時間)におけるBloomberg BFIX 米ドル円為替相場の仲値</p> <p>※2 クーポン基準日 : 2019年8月9日</p> <p>※3 クーポン判定日 : 各利払日の10営業日前の日</p> <p>※4 上記の利率(仮条件)は、2019年5月22日試算のものであり、決定される利率は仮条件の範囲外の値となる場合があります。 発行条件は2019年8月9日に決定いたします。</p>

利率(円払い)*	ご参考			
		クーポン基準日	クーポン判定日	利払日
	第1回利払	—	—	2020年6月4日
	第2回利払	2019年8月9日	2021年5月19日	2021年6月3日
	第3回利払		2022年5月17日	2022年6月1日
	第4回利払		2023年5月16日	2023年5月31日
	第5回利払		2024年5月16日	2024年5月31日
第6回利払 (償還日)	2025年5月9日		2025年5月23日	
主 要 な 関 係 法 人	<カストディアン> バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ルクセンブルグ)SA <ディスポーザル・エージェント> バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(ロンドン支店) <スワップ・カウンターパーティ> ソシエテ・ジェネラル			
そ の 他	担保証券：イタリア国債 1.45% 2025/5/15(ユーロ建て) イタリア国債もしくは当該ユーロ円建債券の発行体が債務不履行等となった場合には、早期償還されることとなります。			

※上記の内容は、当ファンド設定前であることから未確定のものを含んでおり、内容等については、今後、変更になる場合があります。

※発行条件は2019年8月9日に決定いたします。

※当該ユーロ円建債券の発行条件については、設定日以降に委託会社のホームページや販売会社を通じて受益者に報告いたします。

※資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### \*利率(円払い)について

当該ユーロ円建債券からファンドに支払われる利金についての説明であり、ファンドから受益者に支払われる分配金とは異なります。当該ユーロ円建債券から受け取った利金からファンドの信託報酬等の諸費用が控除されます。

## 2. 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

ソシエテ・ジェネラル イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)ファンド2019-08は、債券など値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

**したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 当ファンドが主要投資対象とするユーロ円建債券の発行体の信用力が経営不振等により大幅に低下あるいは倒産した場合やスワップ等取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。また、当該債券の原資産であるイタリア国債の価格の急落や債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。
流動性リスク	当ファンドは、原則として単一銘柄のユーロ円建債券を主要投資対象とします。途中換金に対応するために当該ユーロ円建債券を一部売却する際、十分に流動性が確保されない場合があり、売却の際にはその時の市場環境から期待される価格よりも不利な状況で取引されることがあります。この場合、ファンドの途中換金価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	当ファンドが組入れるユーロ円建債券は、米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定される仕組みを持つため、米ドル円為替レートの変動の影響を受けます。米ドル円為替レートが、円高米ドル安方向に進んだ場合は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

<p><b>特化型運用にかか るリスク (銘柄集中リスク)</b></p>	<p>当ファンドは、米ドル円為替レートの水準によってクーポンレート(利率)が決定されるユーロ円建債券に集中して投資を行います。そのため、当該債券が有するリスクが顕在化した場合には、多くの銘柄に分散投資を行う投資信託と比べて、大きな損失が発生することがあります。また、当ファンドの基準価額は組入れたユーロ円建債券の値動きや発行体の信用状況の変化等の影響により変動するため、投資元本を割り込む場合があります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。</p>
<p><b>早期償還リスク</b></p>	<p>イタリア国債もしくは主要投資対象とするユーロ円建債券の発行体が債務不履行となった場合や法令もしくは税制の変更等により早期償還となる場合等には、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。</p>

※ 基準価額の変動要因は前記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 当ファンドの収益分配金の水準は必ずしも計算期間中の収益率を示すものではありません。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

## ■ 参考情報

### 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

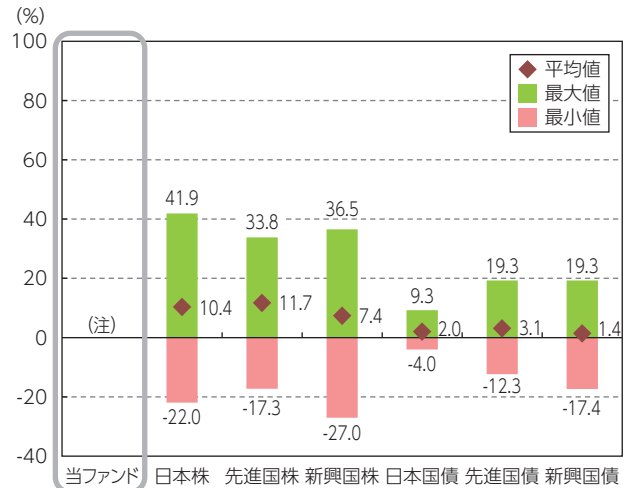
(注)当ファンドは、2019年8月9日の設定予定  
です。ので、該当データがありません。

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資  
基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出。以  
下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示し  
ています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額を  
もとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年  
間騰落率とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2014年5月~2019年4月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比  
較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落  
率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したも  
のです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基  
準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をも  
とに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間  
騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、2019年8月9日の設定予定  
です。ので、該当データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

## 3. 運用実績

当ファンドは、2019年8月9日から運用を開始することを予定しています。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配金の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。  
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 4. 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から <b>0.5%</b> の信託財産留保額を控除した額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
換金不可日	ミラノ、ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨークの銀行休業日、および、欧州自動即時グロス決済システム(TARGET2)の休業日のいずれかに該当する場合は、換金の申込の受付を行いません。
購入の申込期間	2019年7月16日から2019年8月8日まで
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の中止、決済機能の停止、主要投資対象とするユーロ円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	2019年8月9日から2025年6月5日まで
繰上償還	イタリア国債もしくは主要投資対象とするユーロ円建債券の発行体が債務不履行となった場合や法令もしくは税制の変更等により早期償還となる場合等には、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。また、受益権の口数が10億口を下回る事となったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年6月10日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日は2020年6月10日とします。
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a>
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



## ■ ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>1.08%(税抜1.0%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.5%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、<b>年0.4104%(税抜0.38%)</b>の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">配分</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.162%(税抜0.15%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.216%(税抜0.2%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0324%(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="color: red;"><b>0.4104%(税抜0.38%)</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;内容&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">支払い先</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	委託会社	0.162%(税抜0.15%)	販売会社	0.216%(税抜0.2%)	受託会社	0.0324%(税抜0.03%)	合計	<b>0.4104%(税抜0.38%)</b>	支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
	配分	料率(年率)																			
	委託会社	0.162%(税抜0.15%)																			
	販売会社	0.216%(税抜0.2%)																			
受託会社	0.0324%(税抜0.03%)																				
合計	<b>0.4104%(税抜0.38%)</b>																				
支払い先	役務の内容																				
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価																				
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価																				
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価																				
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率																				
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>																				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 収益分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

※上記は2019年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

ソシエテ・ジェネラル イタリア国債ユーロ円建リパッケージ債券(為替参照利回り変動型)ファンド2019-08(以下「当ファンド」といいます。)は、明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「明治安田アセットマネジメント」といいます。)が設定・運用を行います。「ソシエテ ジェネラル」は、Société Générale(パリに本社を有するフランス法人。以下「ソシエテ・ジェネラル」といいます。)の登録商標です。明治安田アセットマネジメントまたはその関係会社と、ソシエテ・ジェネラルまたはその関係会社との間には、資本関係はありません。ソシエテ・ジェネラルと明治安田アセットマネジメントの関係は、当ファンドに関するソシエテ・ジェネラルの商標の使用許諾に限られます。ソシエテ・ジェネラルは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ソシエテ・ジェネラルは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般または当ファンドへの投資の適否に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておらず、当ファンドへの投資に関して一切の責任を負いません。



